

医療費助成制度のお知らせ

町では、下記の助成制度に該当する方が医療機関にかかった場合、医療費（保険適用分）等を助成しています。ただし、助成を受けるためには、申請が必要です。

助成制度	対象となる方（家庭）
母子家庭等医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・夫と死別または離婚し、20歳に満たない子を養育している家庭 ・夫と死別または離婚し、現在、婚姻していない一人暮らしの方（75歳未満）
父子家庭医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・妻と死別または離婚し、20歳に満たない子を養育している家庭
重度障害者（児）医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受け、1級～3級の障害を有する方 ・療育手帳の交付を受けた方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受け1級または2級に該当し、自立支援医療受給者証の交付を受けた方
子ども医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・8月診療分から、出生から中学3年生までの全ての子どもの医療費を対象とするよう拡充します。 <p>※小学1年生から中学3年生までは自己負担があります。</p>

〈医療費受給者証の更新〉

母子家庭等、父子家庭、重度障害者（児）の医療費受給者証の有効期限は、7月31日（金）です。8月診療分以降も助成を受けるためには、申請が必要です。対象者には、申請書を送付いたしますので、更新手続きをしてください。子ども医療費の助成については、更新手続きは不要です。

■ **受付期間** 8月7日（金）まで 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日は除く）

※8月6日（木）、7日（金）は午後7時まで受け付けます。

■ **受付場所** 町民税務課または各総合事務所

■ **提出物** 医療費受給資格認定申請書、健康保険証、印鑑、通帳、障害者手帳等

※本人および家族の方で、平成27年1月1日現在、南越前町に住所がなかった方は所得証明書が必要です。

■ **問合せ** 町民税務課 ☎ 47-8015

年金のお知らせ

■ **問合せ** 武生年金事務所 Tel 23-1124
町民税務課 ☎ 47-8015

日本年金機構 専用電話窓口

TEL 0120-818211
受付時間：午前8時30分～午後9時

ご自分の情報が流出しているのでは？など、ご心配の方は、下記専用電話窓口へご相談ください。

・日本年金機構から、年金情報流出の件でお客様に電話やメールで連絡することは一切ありません。なお、流出が確認された方への新しい基礎年金番号は、郵送でお知らせします。

・日本年金機構が、この件でお客様にお金やキャッシュカードを要求することは、一切ありません。

・日本年金機構が、この件でお客様にATMの操作をお願いすることは、一切ありません。

日本年金機構を名乗って口座番号を聞き出そうとする者や、「流出した個人情報削除してあげる」と持ちかけてくる者が現れています。

「年金情報流出」を口実にした
犯罪にご注意ください！

